

明治三年兵庫県職員採用事情

— 近隣藩から直轄県への出仕をめぐる —

加納 亜由子

はじめに

本稿では明治三年の兵庫県吏員（県職員）の採用事情をとりあげる。近年、明石藩土石巻清隆が三年三月（廃藩置県前年）に兵庫県に出仕したことを示す資料が見つかった⁽¹⁾。この資料を手がかりにして、この時期の兵庫県が近隣藩の藩士を吏員に採用した社会背景を考えたい。

明治初期の兵庫県は、旧幕府領などの明治政府直轄地を治める地方機関、直轄府県の一つであった（第一次兵庫県）。慶応四年（＝明治元一八六八）閏四月二一日公布の政体書により、大阪府（五月二日設置）から分離されるかたちで五月二三日に成立。摂津国と播磨国に点在する政府直轄地を管轄した。一方で姫路藩や明石藩などの藩領も残っていたため、このころの兵庫県の範囲はモザイク状の飛び地が散らばったかたちであった。直轄府県と藩が併置される地方統治制度（府藩県三治制）は、明治四年七月十四日の廃藩置県まで続いた。廃藩置県によって府藩県三治制が解消され、同十一月の府県統合によって、摂津国の西部全体を県域とする第二次兵庫県が成立する。

直轄府県の地方統治については、維新政府がどのように地方支配をなしたのかという視点で研究が進んできた。一方近年では、それぞれの直轄府県に固有の統治実態を明らかにする必要が提起され、この観点から直轄府県と藩との相互関係を明らかにする研究も進んでいる⁽²⁾。本稿では後者の問題関心に立って、府藩県三治の時期に近隣藩の藩士が直轄県の吏員となった事例をとりあげる。

直轄県の吏員と近隣藩の藩士との関係について、明治二年十月の吉井藩では、藩士二名が岩鼻県との「両属」状態にあったことが指摘されている⁽³⁾。兵庫県でも三年三月十七日には明石藩士二名が、翌四月十二日には姫路藩士を含む三名の「飾磨県士族」と一名の「兵庫県士族」が県に出仕している（本稿1章で詳述）。

なぜ藩がまだ存続しているにも関わらず、近隣藩の藩士が直轄県の吏員になったのか。本稿では、明治三年に兵庫県吏員になった石巻清隆を手がかりにして、その理由を考えてみたい。まず①明治初期の兵庫県吏員の採用傾向（年ごとの変化）を調べたうえで、石巻清隆の事例をもとに、②明石藩側の事情（明治政府主導の職制改革との関わり）、③兵庫県側の事情（県政課題との関わり）をさぐる。

1 第一次兵庫県における吏員採用の特徴

まず最初に、明治初期の兵庫県吏員採用の傾向を確認しておこう。
表1は、明治七年以前の兵庫県吏員の採用動向をまとめたものである。
年によって傾向に違いがあることが分かる。

明治元年は近隣（兵庫・大阪）の平民が多く、翌二年もその傾向が強い。元年採用の兵庫県士族三名はいずれも旧幕臣で、兵庫勤番所の地付同心や幕府代官所の手代であった。同年採用の兵庫県平民には、幕府の御用商人などを務めた北風正造（兵庫津の商人、安政五年（一八五八）箱館産物会所用達兼生産捌方取締、慶応三年兵庫商社肝煎）や代官所手代が含まれている。このように士族・平民ともに幕府の公用・御用を務めた者を登用したのが、この時期の特徴である。

三年になると傾向が大きく変わる。年間の採用人数が二二名と前年の一・八倍に増え、なかでも飾磨県士族五名・兵庫県士族二名の採用が目立つ。まず三月十七日に飾磨県士族

表1 兵庫県職員採用の内訳

	明治元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
士族	5	5	13	10	22	12	9
兵庫県	3	2	2	2	5	1	0
大阪府	0	0	0	1	2	1	2
飾磨県	0	0	5	0	3	2	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	1
その他	2	3	6	7	12	8	6
士族以外	13	7	9	5	12	6	3
兵庫県	7	2	1	1	3	1	0
大阪府	2	3	1	1	1	0	0
飾磨県	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	3	0	3	0	2	1	0
その他	1	2	4	3	6	4	3
合計	18	12	22	15	34	18	12

国立公文書館所蔵『兵庫県史料』『兵庫県史料 政治の部 官員履歴』より作成、出身県・身分不明の2名ならびに県令・知事を除く

表2 明治3年採用士族の経歴

出身県（藩）	名前	出仕月日	配属先				出張所詰め	生野県暴動事件の鎮撫（4年11月）	ポリス制度創設	司法省へ
			聴訟掛	鞫獄掛	捕亡掛・逮捕掛	その他				
飾磨県（明石）	石巻清隆	3/17		○	○		社（4年8月～） 三田（5年2月～） 西宮（5年4月～）	○（社詰）		○
飾磨県（明石）	石川季遠	3/17				船役改				
飾磨県	真下寿介	4/12		○						○
飾磨県（姫路）	武井正平	4/12	○				三田（5年4月頃）	○（県庁より）		
飾磨県	坂田為綱	4/12				（不明）				
兵庫県	下見重慎	4/12			○				○	
兵庫県	脇屋義夫	閏10/12				（不明）	社（4年11月頃）	○（社詰）		
鹿児島県	弓削森巖	6/2			○		社（4年3月～）	○（社詰）	○	
東京府	折原信忠	7/16				電信機掛				
静岡県	垂井秀実	11/1				（不明）				
和歌山県	岡本尹知	11/3			○			○（県庁より）		
神奈川県	森村信敬	11/3				地所掛				
木更津県	岡村義昌	11/15				大参事				

『兵庫県史料』『政治の部 官員履歴』、明石市立文化博物館所蔵石巻家文書、兵庫県警察史編さん委員会編『兵庫県警察史』明治・大正編（兵庫県警察本部、1972年）より作成

(明石藩士) 二名が出仕し、翌四月十二日に姫路藩士を含む飾磨県士族三名と兵庫県士族一名が出仕している。この傾向は翌四年にはみられず、三年だけの特異なものであった。またこの年から士族からの採用そのものが増えること、近隣の平民の採用が減ることも特徴の一つである。

三年採用の士族一三名の配属先は、表2のとおりである。逮捕掛(四月に捕亡掛から逮捕掛に改称)に四名が配属されているほか、聴訟掛・鞠獄掛にも三名が配属されている。これは兵庫県の治安維持を担う部門で、訴訟の受理(民事を含む)、治安維持、刑罰の執行、犯罪人の逮捕と治安維持(見回り)などを担ったほか、県庁から離れた地域に置かれた出張所へも一〜三名程度が出向することになっていた⁽⁴⁾。

明治元年には旧幕臣や兵庫津の御用商人、代官所手代など幕府の公用・御用を担ったものを吏員としたが、三年になると、近隣藩の藩士を採用して治安維持部門に配置するという傾向が強まったことが分かる。

2 近隣諸藩側の事情―明石藩士石巻清隆の場合―

(1) 石巻清隆の略歴

明治三年に採用され治安維持部門に配属された者として、明石藩士石巻清隆がいる。ここでは明石藩士から兵庫県吏員になった清隆の経歴をひもときながら(表3)、近隣諸藩側の事情を考えてみたい。

明石藩は、播磨国東部(明石郡と美囊郡の一部)などを治める石高八万石の藩である(天保十一年(一八四〇)以前は六万石)。藩主の越前松平家は徳川將軍家の御家門にあたり、天保十三年には、足輕や雑役を担う小者^{こもの}まで含めて一六七〇人程の家臣(藩士)を抱えていた⁽⁵⁾。

石巻清隆は、弘化四年(一八四七)に明石藩士石巻郷右衛門耆蔵(頓入とも、以下郷右衛門)の子として生まれた⁽⁶⁾。石巻家は知行高一〇〇石で、藩士としての格式は、家老格・御用人組頭格に次ぐ、近習頭奏者番格であった⁽⁷⁾。近習頭奏者番格とは、藩主側近の近習頭や奏者番(藩主へ諸事を取り次ぐ役職)を勤める家柄にあたる。若年のころからその役職に就くわけではなく、もう少し下位の役職から勤めはじめ、壮年期になって近習頭や奏者番にいたるのが一般的な経歴であった。

藩士の役職は軍事部門の「番方」と行政を担う「役方」の二つからなっており、番方・役方それぞれで役職を持つ。石巻清隆の父郷右衛門は、番方としては二五歳で徒頭^{ちからがし}(天保十三年)、三二歳で者頭^{ものがし}になった(嘉永三年、一八五〇)。徒頭は足輕数十人ほどの軍団(組)をまとめる役職、者頭はいわゆる足輕大将である。一方の役方は、十九歳で近習勤(天保七年)、二一歳で小姓本勤(同九年)、四一歳で奏者番になった(安政五年、一八五八)。藩主の側近を歴任したのが特徴で、幕府が倒れて明治政府が成立した慶応四年(明治元年)には、五十歳になっていた。

一般的に、江戸時代の藩士は父と同じような経歴で出世することが多い。清隆にとつては、もし江戸時代が続いていればこのような経歴をたどったであろう、出世のモデルコースにあたる。

一方の清隆は文久元年(一八六一)に十五歳で番入りし、ここから藩士としての勤

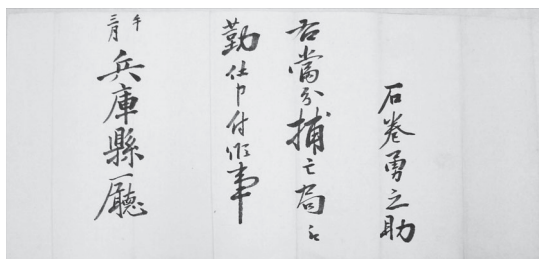


写真1 兵庫県庁捕亡局出仕辞令(明石市立文化博物館所蔵旧明石藩士石巻家文書、明治3年)

表3 石巻清隆略年表

年	月/日	年齢 (数え年)	できごと
弘化4年 (1847)	8/15	1歳	出生
文久元年 (1861)	12/28	13歳	藩主から「素読出精」を褒賞される
万延元年 (1860)	11/14	14歳	藩主に初めて拝謁する
文久元年 (1861)	10/20	15歳	初出仕、「三番手右 番入雇勤」を命じられる
慶応元年 (1865)	12/9	19歳	第二次長州出兵のため藩主の御供を命じられる
慶応3年 (1867)	10/14	21歳	大政奉還
慶応4年 (1868)	5/23	22歳	兵庫県が設置される (第1次兵庫県)
明治2年 (1869)	2/14	23歳	「大殿様附勤」(隠居した前藩主に仕える役職)を命じられる
	6/17		版籍奉還
	12/9		明石藩に議事所が新設され、「議員」に任命される
明治3年 (1870)	3月	24歳	兵庫県に出仕する (捕亡局勤め)
	6月		「史生」に任命される
明治4年 (1871)	1/17	25歳	組織改正により「司法局 逮捕掛」となる
	4月		「権少属」に昇進する 「鞠獄懸御用取扱」に任命される
	7/14		廃藩置県
	8月		社出張を命じられる
明治5年 (1872)	2月		三田出張所勤務を命じられる
	4月		西宮出張所勤務を命じられる
	11/2		担当職務が兵庫県裁判所に移管されたため、同裁判所への異動を命じられる
	11/11		担当職務が司法省の所管となったため、司法省に出仕する
明治12年 (1879)	8/18		大坂上等裁判所勤務を命じられる
明治14年 (1881)	8月	35歳	明石城本丸の槽保存運動に関わる
明治15年頃～			長崎控訴裁判所に勤務
明治21年頃～			大坂控訴院に勤務 (岡山在勤)
明治27年 (1894)	1/9	48歳	司法省を依願退職
明治29年～30年代			明石郡参事、明石町会議員などを歴任
明治40年 (1907)	2月	61歳	旧藩主松平家の財産管理を行う職 (家扶)に任命される
明治43年 (1911)	9/22	64歳	死去

明石市立文化振興課編『企画展 明石藩の世界9—幕末維新と人々のくらし—』(明石市立文化博物館、2021年)、明石市立文化博物館所蔵石巻家文書、愛知県公文書館所蔵「明石藩日記」をもとに作成

めが始まっている。この後の経歴は断片的で、特に役方(行政部門)の経歴は分からない部分も多いのだが、明治二年二月に大殿様附勤という職に就いたことが分かっている(二三歳)。

その後、明石藩士としての勤務実態が分かる資料はなく、翌三年三月付で兵庫県吏員となった辞令が残されている(写真1)。

この辞令は、当時「勇之助」を名乗っていた清隆が兵庫県庁から受けたもので、「右、当分捕亡局へ勤仕申し付け候事」と、捕亡局勤務を命

じることが書かれている。三ヶ月経った六月には、史生の階級となる辞令を受けている。明治二年七月八日に政府が定めた「官位相当表」によると、史生は県吏員の階級(知事から史生まで九階級)の一番下にあたる。この頃の清隆は、治安維持の部門の下級吏員であった。

四年一月には組織改編により司法局逮捕掛となり、四月には鞠獄懸御用取扱に任命され、階級は一つ昇進して権少属となった。七月の廃藩置

県後には、社・三田・西宮の出張所勤務を命じられている。

五年十一月二日に兵庫裁判所へ異動となり、九日後(十一日)には司法省への出仕が決まった。政府の司法改革によって担当職務が兵庫裁判所から司法省に移管されたことによるもので、清隆を含む数名が兵庫裁判所を経て司法省に異動している。その後は十一、十二年に山形県少書記官として勤めたほか⁽⁸⁾、司法省判事として大坂上等裁判所・長崎控訴裁判所などに勤務し、二七年一月に四八歳で司法省を依願退職した。

(2) 明治二、三年の明石藩の職制改革

ここまで見たように、明石藩士石巻清隆は明治三年三月に兵庫県吏員になった。なぜ藩が存続するこの時期に直轄県への出仕を選んだのか。明治二、三年の明石藩に焦点を当てて、その事情を探ってみよう。

話の時間を、清隆が大殿様附勤を命じられた明治二年二月に巻き戻そう。大殿様附勤とは、隠居した前藩主(大殿様)に仕える役職である。十六代藩主松平慶憲が隠居して直致が十七代藩主になり、藩主側近の人事異動が行われた⁽⁹⁾。清隆の大殿様附勤への就任もこの異動によるもので、元は十六代藩主慶憲の側近(小姓など)であったかと想定される。

この頃の明石藩では、明治政府の政策による職制改革(組織改編)が進んでいた。表4-1・4-2は、二年二月の藩主前藩主側近部門(奥向き)の職制と、翌三年の奥向きの職制を比べたものである。二年二月には藩主付きと大殿様付きの部門に分かれていて、内家知事を筆頭に計六名の人員がいた。

なお、表4-1は幕末の明石藩奥向きの職制そのままではなく、明治時代になって組織改編されたがたを示している。元年十月二十八日に明治政府(行政官)が布告した「藩治職制」によって、従来の藩主側近の

役職(側用人・用人など)を廃止し、公務(藩屏の機務)と藩主家の家政(内家の事)の職制を分けること、藩主家の家政の責任者として「家知事」を置くことなどが定められた。藩主側近部門にあたる奥向きの職制について、藩政を担う部門から切り離して再編する方針が示されたのである。なお、この藩治職制は藩全体の組織改編を求めるもので、明石藩では二年

二月七日に自藩の藩治職制を新政府に提出している⁽¹⁰⁾。翌三年二月頃には「明石藩治職員令」を定めている⁽¹¹⁾。これは、二年七月八日に政府が「職員令」を定めたことを受けて、藩の組織を職員令に沿って再編したものである。たとえば江戸時代の家老・用人クラスに相当する執政・参政の重職は、大参事・権大参事に改められた。藩主家の家政を担う奥向きの部局としては、「家事局」を設けて家令・家扶・家従・家卒を置くことを定めている(表4-2)。

この2つを見比べると、職名が一新されピラミッド型の人数構成に変わるとともに、人員が九名減らされたことが分かる。奥向きの庶務を担

表4 明治初期明石藩の職制改革(奥向の職制)

	1 藩治職制のころ		2 藩治職員令のころ	
	(明治2年2月)		(明治3年2月)	
		大殿様附	家事局	
内家知事	2名	2名	家令	2名
大殿様附 筆頭役		1名	家扶	4名
大殿様附 御用取計		4名	家従	19名
大殿様附 勤		15名	家卒	32名
近習勤	12名			
殿様近習勤	8名			
殿様小姓勤	6名			
大殿様附雇勤		3名		
近習雇勤	6名			
その他	5名	2名		

「明石藩日記」(明治2年2月)、「明石藩治職員令」より作成

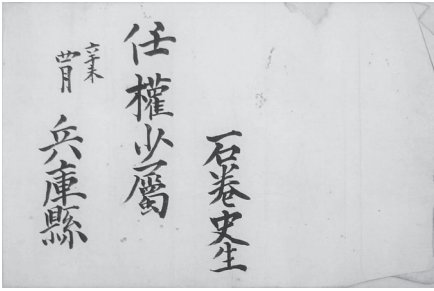


写真 2-1 権少属任命辞令（石巻家文書、明治 4 年）

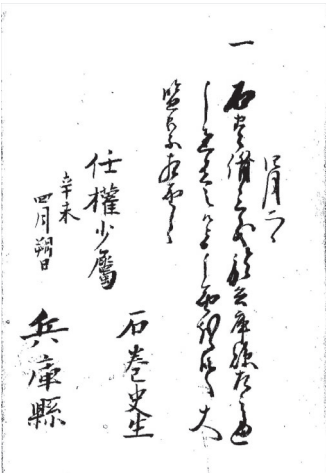


写真 2-2 明石藩日記（愛知県公文書館所蔵、明治 4 年 4 月 2 日条）

う大殿様附勤・近習勤から大殿様附雇勤・近習雇勤あたりのポストが、家従・家卒に再編されたようすがみてとれる。組織改編の結果、清隆の家格に見合うポストを藩内で用意できなかったのだろうか⁽¹²⁾。清隆は、この組織改編の翌月に前掲写真 1 の辞令を受けている。

興味深いことに、明石藩側では清隆の県吏員としての人事異動を把握していたようである。写真 2-1 は、四年四月一日に清隆が受け取った辞令の原本である。翌二日付の明石藩庁の公務日誌（明石藩日記）には、これと全く同じ辞令が書き写されている（写真 2-2）。この記事には「石巻脩三（清隆）義、兵庫県に於いて左の通り申達^{しんた}これ有り候旨、申し届け越し候段、大監察これを相届く」とあり、清隆本人が明石藩庁に人事異動の情報を届け出したことが分かる。大監察とはいわゆる大目付にあたる役職で、政務の監視や藩士の監督などを幅広く担当した。清隆本人から報告を受けた明石藩大監察は、橋本権大参事^{しんた}にその報告を上げている。なおこの情報は、月末の二三日付けで東京明石藩邸にいる織田大

参事に伝えられた。大参事・権大参事とは江戸時代の家老・用人にあたる役職で、藩政全体の責任者である。清隆の兵庫県吏員としての異動履歴が、明石藩庁の重役たちの間で共有されていたことが分かる。

小 括

石巻清隆は、まだ藩が存続していた（府藩県三治制が続いていた）明治三年三月に兵庫県吏員になった明石藩士である。明石藩士石巻郷右衛門（頼入）の嫡男で、幕末期に藩士としてのキャリアをスタートしたが、明治三年に兵庫県庁に出仕し、同五年に司法省に異動した。

明治二～三年の明石藩では職制改革が進んでおり、清隆のいた奥向き部門でも大きな組織改編が行われた。また四年頃の明石藩では、他府県に出仕した藩士の異動情報を把握して大参事に報告することになっていた。ここから、清隆の兵庫県出仕は「脱藩」のようなものではなく、藩士の籍（藩主との君臣関係）を保ったまま兵庫県に出仕したことが分かる。藩士の籍を保ったまま兵庫県に出仕した事情として、藩内の組織改編によるポスト削減が想定される。

3 兵庫県の県政課題と治安維持部門

(1) 明治二～三年の兵庫県

では次に、この頃の兵庫県が近隣藩の藩士を県吏員とした事情について、県側の事情（県政課題との関わり）を考えてみよう。

政府によって、府県管地（県域）の調整、藩の飛び地の調整、旧幕臣の所領や藩の預り地の処分が行われ、二～三年にかけて県域の「一円地

いたようで、元年十二月の社出張所は、郡政局一名・断獄方一名・捕亡一名という人員配置であった⁽¹⁹⁾。西宮は西国街道の駅通事務を担っていたが、出張所に求められた一般的な業務は、管内の取り締まり、その他の諸願の取り扱いだったとみられる。廃藩置県後に戸籍編成が始まると、戸籍編成事務を担った。

ここで、出張所の人員配置が具体的に分かる事例を紹介しておこう。前掲表2によると、東播磨を管轄する社出張所に明治三年採用士族を配属した例が目立つ。

四年十一月の府県統合で播磨が飾磨県管轄になると、社出張所は廃止され、新しく兵庫県管轄になった三田と尼崎に出張所が新設された（五年二月）。廃藩置県後の城郭の実態調査のために五年四月に三田を訪れた遠藤泰道は、三田出張所で大属武井正平（宜正、旧姫路藩士）、権少属石巻清隆、中谷東二（肩書・出身とも未詳）の三名の吏員に会ったと書き残している⁽²⁰⁾。一方の尼崎出張所の場合は、県庁から出張した五名のうち二名が元尼崎藩士であった⁽²¹⁾。この両出張所は二ヶ月ほどで廃止となり、西宮出張所が再設置されて業務を集約している（同年四月）。

廃藩置県直後の四年八月に社出張所詰めであった石巻清隆は、この一連の統廃合を受けて三田から西宮へ異動になっている（前掲表2・3）。これらのことから、出張所には地元や近隣藩の士族を配属していたことが分かる。一時的に出張所に詰めて県庁に戻ったものもいるが、石巻のように出張所業務を歴任した者もいた。

その他、明治三年採用士族の経歴の傾向として、四年に創設されたボリス制度に準備段階から関わった者がいるのも特徴的である。二年十月

採用の金澤政安（尼崎士族）を含め、逮捕掛配属のうち三名がこの業務を担っている。一方、鞆獄部門に配属された二名は、政府の司法改革によって五年十一月に兵庫裁判所を経て司法省へと移った。

小 括

明治初年の兵庫県では、二年の管地（県域）拡大と同年十一月・十二月の大規模な農民一揆を経て、翌三年に、近隣諸藩の士族を採用して捕亡・

表5 出張所のうつりかわり

		摂 津			播 磨		
		西 宮	池 田	豊 崎	社	須 賀	
慶応4 (明治元)	2/6 12月	○		摂津県			
明治2	3/8	× 仮設		豊崎県	尼崎藩	三田藩	
	6/3						○
	6/9						
	8/9						
	8/15 9/15						○ × 西宮へ
明治3	3/20	×	大阪府			× 社へ	
	4月	○					
	10月						
明治4	7/22	×	○			生野県	
明治5	2月	○	大阪府		○	○	飾磨県 飾磨県
	4月						

『兵庫県史料』、『兵庫警察の誕生』より作成。○…出張所設置、×…出張所廃止。

鞆獄部門に配属する例が目立つようになる。特に北摂や播磨で県域が大きく増えており、それまで開港地業務と摂津沿岸部の民政を担っていた兵庫県にとって、この県域の広さは「負担過重」であった。摂津・東播磨・西播磨に一箇所ずつ出張所を置き、治安維持部門の吏員など一〇三名程度を出向させて、遠隔地の訴訟請願や治安維持を担当させた。治安維持部門の体系化も進み、三年四月には行政警察機能が拡充された。

1章でみたように、三年三〇四月に姫路藩士や明石藩士を含む兵庫県・飾磨県士族が採用され、その大半が治安維持の部門に配属された。本章でみた当該期の県政課題を踏まえると、近隣藩の藩士を意図的に採用した背景として、農村部の民政や治安維持のノウハウを取り入れる必要に迫られていたことがみえてこよう。

おわりに

明治三年の兵庫県では、近隣藩の藩士を吏員として採用して治安維持部門に配置する傾向があった。この頃の兵庫県では、二年の凶作をきっかけとした社会不安、県域の広域化という県政課題を抱え、治安維持部門の体系化が進められた。元年当初は開港地の統治が業務の中核であったが、二年になると、新しく兵庫県管轄となった東播・北摂の農村部の民政が県政課題となってきた。このような事情から、地元地域の事情に明るく農村部の民政や治安維持を任せられる人材を求めて、近隣藩の藩士を吏員としたのではないかと考えられる。

一方で、近隣藩では明治政府主導による藩制改革が進んでいた。たとえば明石藩の奥向き部門では人員削減の割合が一割を超えるなど、人員

削減を含む組織再編が行われた。この人員削減を含む藩制改革の影響だろうか、明石藩士石巻清隆は藩士の籍を保ったままで兵庫県吏員となる道を選んでいく。

明治三年の兵庫県は、このような事情を抱える近隣藩の藩士を吏員として採用し、治安維持部門の体系化、農村部の民政などの県政課題に対応していった。

註

- (1) 明石市立文化博物館所蔵旧明石藩士石巻家文書。(拙稿「『廃城令』の時代を生きた士族たち」(明石市文化振興課編『明石市制一〇〇周年記念特別企画展 城と明石の四〇〇年―明石藩の世界7―』、明石市立文化博物館、二〇一九年)参照)。
- (2) 主なものとして、中村文『信濃国の明治維新』(名著刊行会、二〇一一年)、堀野周平「明治初年における藩の議事制度―上総国柴山藩の会議所巷会を事例に―」(『地方史研究』六四―二、二〇一四年)、同「府藩県三治制期における藩の民政と直轄県政―上総国松尾藩を中心に―」(『千葉史学』六九、二〇一六年)、前田結城「府藩県三治一致の特質と展開に関する一考察」(『ヒストリア』二五九、二〇一六年)、荒川将「明治初年の地方統治―越後の直轄府県政と民政局を中心として―」(松尾正人編『近代日本成立期の研究 地域編』、岩田書院、二〇一八年)、同「直轄県における統治と「公論」―柏崎県郡中議事者制の形成過程を事例として―」(『地方史研究』七〇―四、二〇二〇年)など。
- (3) 篠崎佑太「『吉井藩政取調並藩主以下免官願書』の翻刻と解題」(『書陵部紀要』七一、二〇一九年、八一・九五頁)。
- (4) 国立公文書館所蔵『兵庫県史料』「兵庫県史 政治之部 県治1」。
- (5) 明石藩士の人数は、神戸大学大学院人文学研究科所蔵黒田家文書「御

- 用人控」（天保十二年）による。明石市立文化博物館編『企画展 館収蔵品展 明石藩の世界3―藩主と藩士―』（明石市立文化博物館、二〇一五年、一〇五頁）に翻刻が掲載されている。
- (6) 石卷家歴代の略歴は、石卷家文書〔石卷家譜〕による。
- (7) 神戸大学大学院人文学研究所蔵黒田家文書「座並帳」（万延元年）、木村英昭編『明石藩旧臣録全』（明石史話研究会・明石葵会、二〇〇四年）。
- (8) 「判事石巻清隆転任之件」（国立公文書館所蔵『諸官進退 第六四卷』、明治十一年四月～六月）、同『公文録第一七五卷 官員』（明治十二年一月～三月）ほか。
- (9) 愛知県立公文書館所蔵「明石藩日記」（明治二年二月十四日条）。
- (10) 前田結城「明治二年前半期明石藩における郡県化への諸相」（『明石の歴史』一、二〇一八年、六〇頁）。
- (11) 「明石藩治職員令」（『明石市史資料』第七集上・明治前期篇、明石市教育委員会、一九八七年、二二頁）。未年号資料だが、石巻郷右衛門の経歴との比較から明治三年二月二八日頃に定められたと推定できる。
- (12) 明治三年閏十月には津田麻男（十八歳）が「御人数減」のため家従を免職になった（拙稿「東京高輪の旧藩主松平家と明石士族―旧藩主松平家の家政機関と諮問機関―」（『明石市文化・スポーツ室歴史文化財係編』企画展 明石藩の世界9―幕末維新と人々のくらし―）、明石市立文化博物館、二〇二二年、七五頁）。
- (13) 『兵庫県史』第五卷（兵庫県、一九八〇年、七五四～七五八頁、阿部眞琴氏執筆）。なお本文掲載の地図は、兵庫県ホームページ掲載の県域変遷地図「第一次兵庫県」「第二次兵庫県」（兵庫県立兵庫津ミュージアム編『ガイドブック兵庫県立兵庫津ミュージアム』（兵庫県立兵庫津ミュージアム、二〇二三年、五二頁）に収録）をもとに作図した。
- (14) 『兵庫県史』第五卷（前掲註13、七七〇～七八九頁、阿部氏執筆）、『新修神戸市史』歴史編四・近代・現代（神戸市、一九九四年、一一五～一二三頁、奥村弘氏執筆）。
- (15) 『新修神戸市史』歴史編四（前掲註14、一一〇～一二〇頁、奥村氏執筆）参照。
- (16) 県に出仕した旧幕臣のもとで、長吏・非人番が職務を担った（草山巖『兵庫警察の誕生―幕末から明治の世相―』（慶應義塾大学出版会、一九八四年）、『兵庫県史』第五卷（前掲註13、七〇四～七〇五頁、阿部氏執筆）、高木伸夫「近世・近代移行期における兵庫津の諸賤民」（北崎豊二編『明治維新と被差別民』、部落解放・人権研究所、二〇〇七年、七四頁）。
- (17) 『兵庫県史料』「兵庫県史 政治之部 県治1」、「兵庫県史 制度之部 刑法」、「兵庫県史 制度之部 職制1」、「兵庫県史 制度之部 警保」。
- (18) 『新修神戸市史』歴史編四（前掲註14、四～五頁、小路田奏直氏執筆）、『兵庫県史』第五卷（前掲註13、七〇五頁）。
- (19) 出張所の人数や業務は、『兵庫県史』第五卷（前掲註13、七〇五頁）、『兵庫県史 政治之部 県治1』、草山巖『兵庫警察の誕生』（前掲註16）による。
- (20) 尼崎市立歴史博物館所蔵遠藤泰道文書「城郭巡視日記」（竹内信「廃城令」直前期における全国の城郭調査をめぐって―「陸軍省絵図」との関係も含めて―」（『塵界』三三、兵庫県立歴史博物館、二〇二二年）所収）。
- (21) 「兵庫県史 政治之部 県治1」。
- 謝辞 石巻家文書の資料調査にあたって、明石市文化・スポーツ室歴史文化財係の加藤尚子氏のご協力をいただきました。末筆ながら感謝申し上げます。
- （兵庫県企画部地域振興課・当館学芸員）